

労働者派遣事業 <海外派遣の届出>

※派遣労働者を海外に所在する事業所その他の施設において就業させるための労働者派遣をしようとするときは、事前にその旨を届けなければなりません。

提出様式

①	海外派遣届出書（様式第13号）	原本1部	コピー2部
---	-----------------	------	-------

※海外派遣に係る労働者派遣契約の締結に際しては、派遣先の講ずべき措置について定めた事項を書面に記載して、当該海外派遣に係る役務の提供を受ける者に当該書面の交付等を行わなければなりません。

添付書類

①	<p>派遣先が講ずべき措置について定めた事項に係る書面</p> <p>※海外派遣の場合には、特に派遣先の講ずべき措置として次に掲げる事項を定めなくてはなりません。</p> <ol style="list-style-type: none">派遣先責任者を選任すること。<ul style="list-style-type: none">法第41条の規定による派遣先責任者の選任と同様の方法とすること。派遣先管理台帳の作成、記載及び通知を行うこと。<ul style="list-style-type: none">法第42条第1項及び第3項の規定による派遣先管理台帳の作成、記載及び通知と同様の方法とすること。派遣労働者に関する労働者派遣契約の定め反することのないよう適切な措置を講ずること。<ul style="list-style-type: none">法第39条の規定による措置と同様のものとする。派遣労働者の派遣先における就業に伴って生ずる苦情等について、派遣元事業主に通知し、その適切かつ迅速な処理を図ること。<ul style="list-style-type: none">法第40条第1項と同様のものとする。法第40条第2項に規定する教育訓練の実施に係る配慮と同様の規定。法第40条第3項に規定する福利厚生施設の利用の機会の付与に係る配慮と同様の規定。法第40条第5項に規定する賃金水準に関する情報の提供その他の措置の実施に係る配慮と同様の規定。疾病、負傷等の場合における療養の実施その他派遣労働者の福祉の増進に係る必要な援助を行うこと。<ul style="list-style-type: none">海外への派遣であるために、特に求められる派遣労働者の福祉の増進のための援助である。「その他派遣労働者の福祉の増進のための援助」とは、例えば、派遣労働者の帰国に対する援助である。事業所単位の期間制限に係る派遣可能期間の制限に抵触することとなる最初の日の通知、及び離職した労働者についての労働者派遣の役務の受入れの禁止に関する通知を行うこと。<ul style="list-style-type: none">法第26条第4項及び第40条の9第2項と同様のものとする。派遣受入期間の制限を受ける労働者について労働者派遣を行う場合において、当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所における組織単位の業務について継続して1年以上、同一の特定有期雇用派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けた場合であって、引き続き当該同一の業務に労働者を従事させるため、労働者を雇い入れようとするときの、当該特定有期雇用派遣労働者の雇用に関する措置。<ul style="list-style-type: none">法第40条の4と同様のものとする。同一の事業所等において、派遣元事業主から1年以上の期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けた場合において、当該場所において通常の労働者の募集を行う時は、当該募集情報の提供に関する措置。また、特定有期雇用派遣労働者が事業所等における同一の組織単位の業務について3年間継続して従事する見込みがある場合において、当該場所において労働者の募集をし、かつ、派遣元事業主から派遣先に対して労働契約の申込みが求められた時は、当該募集情報の提供に関する措置。<ul style="list-style-type: none">法第40条の5と同様のものとする。法第40条の9第2項の離職後1年以内の派遣労働者の受入れ禁止について、派遣先が派遣元事業主より派遣する労働者名等の通知を受けたときに、その者を受け入れたときに当該離職後1年以内の受け入れ禁止規定に抵触する場合は、速やかにその旨を通知する旨。その他派遣就業が適正に行われるため必要な措置を行うこと。 <p>※記載例参照</p>	—	コピー2部
---	--	---	-------

※上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

手数料等

なし

提出期限

事前に届出